

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領

1. 目的

本要領は、公共建築室が発注する工事において、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、下記に定める供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

○塗料

- ・ 錆止め塗り・SOP 塗り・EP 塗り・DP 塗り・CL 塗り・合成樹脂エマルジョンシーラー
- ・ 電線管 塗装(厚鋼電線管)・電線管 塗装(ねじなし電線管)・露出ボックス 塗装

○防水材

- ・ 屋根アスファルト防水・屋内アスファルト防水・防水入隅処理・シーリング
- ・ 合成高分子系ルーフィングシート防水・塗膜防水・伸縮目地・成形緩衝材
- ・ 建具周囲シーリング

○断熱材

- ・ 壁ポリスチレンフォーム板（打込み）・壁ポリスチレンフォーム板（接着）
- ・ ウレタンフォーム・フェノールフォーム・ポリスチレン保温材

○硬質ポリ塩化ビニル管

- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管とい・給水管、排水管など・屋外排水桝（小口径塩ビ桝）

○構造用合板

- ・ 構造用合板

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。ただし、労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。また、材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合

（２）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 手続き

（１）補足説明書に本要領の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、補足説明書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

補足説明書記載例

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。

- ①調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- イ．調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ロ．調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ハ．調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- ②受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

なお、運用の詳細については、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領」（令和８年８月）に基づき実施する。

- (２) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (３) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- (４) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。
- (５) 代替資材を調達する場合、設計者や施設所管課等との協議など、通常の設計変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (６) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (７) 本要領による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- (８) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (９) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 積算方法

- (１) 設計変更を行う対象数量
 - ・数量書（参考数量）の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。
- (２) 設計変更にかかる材料単価
 - ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- ・(2) で算出した材料単価と設計変更前的大阪府の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・設計変更前的大阪府の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

6. 適用

本要領については、令和8年9月1日以降、既契約工事を含め全ての工事に適用する。

調達検討資材に関する協議書

協議年月日 令和 年 月 日

工事名称	
受注者	

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	中東情勢の 影響	添付資料 番号

- (注)
- 種別は、①又は②を記入する。
 - 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
 - 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。
 - 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

調達検討資材に関する実施報告書

報告年月日 令和 年 月 日

工事名称	
受注者	

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類 番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。